

第1回浜松市中央卸売市場の今後のあり方研究会

日時 令和元年5月30日(木)

午前10時～

会場 中央卸売市場

3階中会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 浜松市中央卸売市場業務条例の改正案について

- ・第1条：市場が「公正な取引の場」として市民等生活の安定に資する
- ・第3条：取扱品目の規則で定めるその他の食料品の廃止
- ・第4条：開場の期日の廃止

- ・新規：卸売業者の許可、名称変更、取消し及び事業報告書の提出を規定
- ・第13条：せり人登録を卸売業者の推薦とし、試験制及び更新制を廃止
- ・第29条・第32条：売買参加者承認詳細規定は要綱へ規定、買出人規定は従来どおり要綱規定
- ・第41条：売買取引の方法を「せり売、入札、相対取引」と定め、せり・相対物品規定廃止
- ・第44条：差別的取扱いの禁止事項に、開設者の取扱い事項を追加規定
- ・第45条：第三者販売の禁止の廃止、月間報告を規定
- ・第47条：商物一致の原則廃止、卸売の月間報告及び保管場所設置、廃止報告を規定
- ・第48条：卸売業者の卸売の相手方としての買受けの禁止規定を廃止し月間報告を規定
- ・第51条：条例による受託契約約款の規定廃止
- ・新規：卸売の記録として販売原票、仕切書の提出は規定

- ・第54条：直荷引き取引の原則禁止規定を廃止、なお、行った場合の報告規定

- ・新規：卸売業者による売買取引の条件及び結果の公表を追加規定
- ・新規：卸売業者による売買取引結果の市長への報告規定追加

- ・ 新規：開設者による売買取引の結果の公表規定追加

- ・ 第 61 条：仕切り及び送金の規定を廃止、決済の方法として規定
- ・ 第 62 条：条例による委託手数料の規定廃止
- ・ 第 63 条：条例による売買仕切金の前渡し規定廃止
- ・ 第 64 条：出荷奨励金を交付する卸売業者の開設者への月単位報告を規定
- ・ 第 67 条：完納奨励金を交付する卸売業者の開設者への月単位報告を規定

- ・ 第 77 条：財務基準（流動、自己資本比率、三期連続経常損失）に卸売業者を追加で規定

- ・ 第 80 条：市場開設運営協議会の設置規定は現行どおり
- ・ 第 80 条の 2：市場取引委員会の設置規定は廃止

(2) その他

4 閉 会

浜松市中央卸売市場の今後のあり方研究会委員(協力会理事)

委員区分	役職名	備考
水産卸会社	(株)浜松魚市代表取締役社長 宮地 一郎	
水産卸会社	浜松魚類(株)代表取締役社長 川村 雅美	
青果卸会社	浜松青果(株)代表取締役社長 松井 英司	
青果卸会社	(株)浜中代表取締役社長 山下 茂春	
水産仲卸組合	水産仲卸組合理事長 櫻井 秀己	
青果仲卸組合	青果仲卸組合理事長 伊藤 嗣男	
青果物商業協同組合	青果物商業協同組合理事長 山本 寿範	
果物商業協同組合	果物商業協同組合理事長 松本 光由	
水産物商業協同組合	水産物商業協同組合理事長 春日 大史	
関連事業協同組合	関連事業協同組合理事長 山田 晴久	

開設者	産業部農林水産担当部長 山下 文彦	
-----	-------------------	--

市場協力会	市場協力会事務長 小粥 康弘	
-------	----------------	--

管理事務所	浜松市中央卸売市場	名倉 勝	(法改正) " (経営展望) " " "
		中村 直行	
		高柳 光男	
		古橋 育三	
		池谷 謙司	
		三浦 宏之	
		浅井 祐城	

令和元年5月30日

第1回あり方研究会意見書

団体名

浜松市中央卸売市場業務条例改正（案）の方針説明を受けて、開設者の考え方に対してご意見がある方は、6月14日（金）までに管理事務所までご提出ください。

条項		▲:改正 新:追加	改正案(内容)
第1条	(目的)	▲	・公正な取引の場としてを追加(改正卸売市場法の目的より)
第3条	(取扱品目)	▲	・「規則で定めるその他の食料品」を削る
第6条	(卸売業者の責務)	▲	・「品質、衛生管理の徹底」という言葉に修正
	(卸売の業務の許可)	新	・改正卸売市場法により卸売業者の許可、変更、取消し及び報告書提出義務について新規規定
	(名称の変更等の届出)	新	
	(卸売の業務の許可の取消し)	新	
	(事業報告書の提出)	新	
第13条	(せり人の登録)	▲	・せり人試験制度、3年及び5年の更新制度を廃止 ・開設者による法に関する研修制に改正
第16条	(せり人の登録の取消し)	▲	・業務条例改正による条項の変更のみ
第20条	(仲卸の業務の許可)	▲	・現行の卸売市場法第33条廃止による条項の整理 ・許可条件に、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に係る許可ができないことの追記
第21条	(仲卸業者の責務)	▲	・内容に変更なし、言い回しを修正。
第22条	(保証金の預託等)	▲	・「規則で定める誓約書を添えて」を追加
第29条	(売買参加者の承認)	▲	・売買参加者の承認事項を「浜松市中央卸売市場売買参加者承認要綱」へ
第32条の2	(売買参加者及び買出人の責務)	▲	・「消費者ニーズへの的確」な対応に修正
第34条	(許可の基準)※関連事業者	▲	・許可条件に、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に係る許可ができないことの追記
第39条	(準用) ※仲卸業者の名称変更等	▲	・業務条例改正による条項の変更のみ
第41条	(売買取引の方法)	▲	・売買取引の方法をせり売若しくは入札の方法又は相対取引のみの規定に改正 【参考】:1号、2号、3号物品の規定廃止 ・取引方法の開設者による公表義務を追加
第43条	(卸売業者の業務の規制)	▲	・「開設区域内において」を区域廃止に伴い削除
第44条	(差別的取扱いの禁止等)	▲	・市長(開設者)の取引参加者に対する差別的な取扱いをしない規定を新たに追加
	(仲卸業者、売買参加者以外の者への卸売の報告等)	新	・第三者販売の月単位の実績報告の新規規定
	(市場外にある物品の卸売の報告)	新	・市場外指定保管場所からの卸売取引の月単位の実績報告を新規規定 ・市場外指定保管場所の設置又は廃止についての報告義務を規定
	(卸売業者の卸売の相手方としての買受けの報告)	新	・自社買受けについての月単位の報告義務及び委託物品残荷処理の場合の報告義務を新規規定
	(卸売の記録の提出)	新	・販売原票等の卸売記録の毎日の提出及び業務検査時の卸売記録等の提出義務を規定
第54条	(仲卸業者の業務の規制)	▲	・直荷引き取引があった場合の月単位の実績報告に改正
第55条	(仲卸業者の業務の規制)	▲	・「開設区域内において」を区域廃止に伴い削除
	(卸売業者による売買取引の条件の公表等)	新	・改正法による卸売業者の売買取引等の条件の公表の義務化を規定
	(卸売業者による売買取引の結果等の公表)	新	・改正法による卸売業者の売買取引の結果等の公表の義務化を規定
	(卸売業者による売買取引の結果等の市長への報告)	新	・改正法から、開設者による卸売市場の売買取引の結果等の公表の義務化を規定
	(開設者による売買取引の結果等の公表)	新	
	(決済の方法)	新	・改正法による市場の売買取引の支払期日、方法その他の決済方法等の公表の義務化を規定
第64条	(出荷奨励金の交付)	▲	・改正法による手数料の月単位報告の公表の義務化のため規定
第67条	(完納奨励金の交付)	▲	
第68条	(施設の使用指定等)	▲	・「指名利害関係者の意見を聴く」ことを規定
	(指導及び助言)	新	・取引参加者の条例及び規則等を遵守させるため、改正法により規定
第76条	(報告及び検査)	▲	・業務検査実施に際し、市長が指名する者を従事者に追加
第77条	(改善措置命令)	▲	・改善措置命令の対象に、仲卸業者及び関連事業者を追加
第78条	(監督処分)	▲	・違反是正措置の過料5万円以下に修正(地方自治法)

条項		▲:改正 ○:現行 ×:廃止 新:追加	現行(一部抜粋)	改正案(変更箇所抜粋)
第1条	(目的)	▲	・この条例は、卸売市場法に基づき、浜松市中央卸売市場の業務運営、施設の管理その他必要な事項について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより生鮮食料品等の取引の適正化、流通の円滑化及び品質管理の高度化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。	・この条例は、卸売市場法に基づき、浜松市中央卸売市場が <u>公正な取引の場として</u> その業務運営、施設の管理その他必要な事項について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより生鮮食料品等の取引の適正化、流通の円滑化及び品質管理の高度化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。
第2条	(市場の名称、位置及び面積)	○		
第3条	(取扱品目)	▲	・【第1項】 市場の取扱品目は、次の取扱品目の部類ごとに、それぞれに掲げる物品とする。 ・(第1号) 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定める <u>その他の食料品</u> ・(第2号) 水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定める <u>その他の食料品</u> ・【第2項】 取扱物品が前項のいずれの部類に属するかについて疑義があるときは、市長が定める。	・【第1項】 市場の取扱品目は、次の取扱品目の部類ごとに、それぞれに掲げる物品とする。 ・(第1号) 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品 ・(第2号) 水産物部 生鮮水産物及びその加工品 ・【第2項】 取扱物品が前項のいずれの部類に属するかについて疑義があるときは、市長が定める。
第4条	(開場の期日)	×		
第5条	(開場の時間)	○	※24時間開場	
第6条	(卸売業者の責務)	▲	・卸売業者は、市場における卸売の業務を適正かつ健全に運営し、 <u>生鮮食料品等の公正な集荷、品質管理の高度化及び公正明朗な取引を推進し、かつ、流通経費の節減に努めなければならない。</u>	・卸売業者は、市場における卸売の業務を適正かつ健全に運営し、 <u>生鮮食料品等の集荷及び流通経費の節減並びに品質・衛生管理の徹底に努め、公正明朗な取引を推進しなければならない。</u>
第7条	(卸売業者の数の最高限度)	○	・青果部2、水産物部2	
	(卸売の業務の許可)	新		・【第1項】 市場の卸売場を使用して卸売の業務を行おうとする者(以下「卸売業者」という。)は、市長の許可を受けなければならない。 ・【第2項】 市長は、第1項の規定により許可の申請があった場合において、当該申請者及び申請者の業務を執行する役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしてはならない。 ・(第1号) 申請者が法人でないとき。 ・(第2号) 破産者で復権を得ないものであるとき。 ・(第3号) 禁固以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 ・(第4号) 許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しないものであるとき。 ・(第5号) 卸売りの業務を的確に遂行するために必要な知識及び経験を有しない者であるとき。 ・(第6号) 青果部、水産物部において卸売の業務を行う者の数の当該最高限度を超えることとなるとき。(各ブース:2) ・(第7号) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であると認められるとき。 ・(第8号) 暴力団員等をその業務に従事させ使用している者であるとき。 ・(第9号) その業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められる者であるとき。
第8条	(保証金の預託等)	○		
第9条	(保証金の額等)	○		
第10条	(保証金の追加預託等)	○		
第11条	(保証金による優先弁済)	○		
第12条	(保証金の返還)	○		

条項		▲:改正 ○:現行 ×:廃止 新:追加	現行(一部抜粋)	改正案(変更箇所抜粋)
	(名称の変更等の届出)	新		<ul style="list-style-type: none"> ・【第1項】卸売業者は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届出なければならない。 ・(第1号)卸売りの業務を開始し、休止し、又は再開したとき。 ・(第2号)卸売りの業務を廃止したとき。 ・(第3号)許可に掲げる事項に変更があったとき。 ・【第2項】卸売業者が死亡、解散又は破産手続き等の開始の決定を受けたときは、当該卸売業者の相続人又は精算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
	(卸売の業務の許可の取消し)	新		<ul style="list-style-type: none"> ・【第1項】市長は、卸売業者が破産者、禁固以上の刑、業務活動が暴力団員等による支配が認められたときは、卸売業者の許可を取り消さなければならない。 ・【第2項】市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。 ・(第1号)許可の通知を受けた日から起算して1月以内に卸売りの業務を開始しないとき。 ・(第2号)正当な理由がないのに引き続き1月以上卸売りの業務を休止したとき。
	(事業報告書の提出)	新		<ul style="list-style-type: none"> ・【第1項】卸売業者は、事業年度ごとに規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内に市長に提出しなければならない。 ・【第2項】卸売業者は、前項の事業報告書のうち、出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として規則で定めるものが記載された部分について、閲覧の申出があった場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。
第13条	(せり人の登録)	▲	<p>(せり人の登録)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【第1項】卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、<u>その者について当該卸売業者が市長の行う登録を受けている者でなければならない。</u> ・【第5項】市長は、<u>経験又は能力の有無を認定するため、試験を行うものとする。</u> 	<p>(せり人の届出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【第1項】卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、<u>せりを遂行するために必要な経験及び能力を有する者であって当該卸売業者が推薦する者で市長に届出なければならない。</u> ・【第4項】市長は、<u>せり人に対して市場において行う卸売の業務を適正かつ円滑に行うため、市場業務に関する法令等の講習を行うことができる。</u> <p>【要綱規定案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>推薦されるせり人は、登録を受ける年度前3月末日、当該卸売業者の業務に1年以上従事した者、又は通算して経験等が1年以上の者</u>
第14条	(せり人の責務)	○		
第15条	(せり人の登録の更新)	×	<ul style="list-style-type: none"> ・【第1項】卸売業者は、第13条第1項の規定により登録を受けたせり人にその有効期間の満了の日後も引き続き市場における卸売のせりを行わせようとする場合は、当該せり人の登録の更新を受けなければならない。 ・【第2項】前項の規定により登録の更新を受けようとする者は、当該せり人の登録の有効期間の満了の前日60日から当該有効期間の満了の前日30日までの間に、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。 ・【第3項】第1項の規定による登録の更新については、第13条第3項、第4項(第3号を除く。)及び第5項の規定を準用する。 	※卸売市場法第43条(せり人の登録)廃止に伴い、現行条例の5年更新(新規者3年)を廃止し、永年とする。なお、登録内容に変更ある場合、届出要。
第16条	(せり人の登録の取消し)	▲	<ul style="list-style-type: none"> ・【第1項】市長は、<u>せり人が第13条第4項第1号(破産者)、第2号(禁固刑)若しくは第4号(仲卸業者、売買参加者の役員、使用人)のいずれかに該当することとなったとき又はせりを遂行するために必要な能力を有しなくなったと認めるときは、その登録を取り消さなければならない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・【第1項】市長は、<u>せり人が次のいずれかに該当することとなったときは、その登録を取り消すとともに、せり人登録簿を削除しなければならない。</u> ・(第1号)破産者、禁固以上の刑、仲卸業者又は売買参加者の役員、使用人に該当することとなったとき。 ・(第2号)条例、規則に基づく処分を違反して登録の取り消し処分を受けたとき。 ・(第3号)卸売業者が当該せり人に係る登録の削除を申し出たとき。
第17条	(せり人の登録の消除)	×		※せり人の登録の取消しに追記。
第18条	(登録証の携帯)	○		

条項		▲:改正 ○:現行 ×:廃止 新:追加	現行(一部抜粋)	改正案(変更箇所抜粋)
第19条	(仲卸業者の数の最高限度)	○	青果部12、水産物部18	
第20条	(仲卸の業務の許可)	▲	<p>・【第1項】 仲卸しの業務(法第33条第1項の規定により市が市場内に設置する店舗において市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。)を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>・【第2項】 前項の規定による許可は、前条に規定する取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>・【第3項】 市長は、第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしてはならない。</p> <p>・(第1号) 破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>・(第2号) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>・(第3号) 仲卸し業務許可の取消し又は監督処分、条例及び規則に基づく処分に違反したことによる許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p> <p>・(第4号) 市場の卸売業者又は卸売業者の役員若しくは使用人である者であるとき。</p> <p>・(第5号) 仲卸しの業務を適確に遂行するために必要な知識経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>・(第6号) 法人の場合にあっては、その業務を執行する役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるとき。</p>	<p>・【第1項】 仲卸しの業務(市場において卸売を受けた生鮮食品等を当該卸売市場内の店舗において販売する者をいう。以下同じ。)行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>・【第2項】 (現行どおり)</p> <p>・【第3項】 (現行どおり)</p> <p>・(第1号、第2号、第3号、第5号、第6号) (現行どおり)</p> <p>・(第4号) <u>削除 ※卸売市場法の改正による廃止による。</u></p> <p>・(第7号) <u>暴力団員等であるとき。</u></p> <p>・(第8号) <u>申請者等が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。</u></p> <p>・(第9号) <u>申請者等がその業務活動について暴力団員等による支配を受けているものであると認められるとき。</u></p> <p>【要綱規定案】</p> <p>・<u>有効期間及び許可の更新(5年以内)</u></p> <p>・<u>仲卸補助者の届出及び名称変更並びに取下げ(有効期間は、仲卸業務の期間に同じ。)</u></p> <p>・<u>仲卸補助者章の交付及び再交付</u></p> <p>・<u>仲卸補助者の届出</u></p>
第21条	(仲卸業者の責務)	▲	<p>・仲卸業者は、仲卸しの業務を適正かつ健全に運営し、取扱物品についての公正かつ<u>適切な評価に努め、品質管理の高度化及び公正明朗な取引を推進し、かつ、経営の近代化に努めなければならない。</u></p>	<p>・仲卸業者は、仲卸しの業務を適正かつ健全に運営し、取扱物品についての公正かつ<u>適切な評価、品質・衛生管理の高度化及び公正明朗な取引を推進し、かつ、流通の効率化に努めなければならない。</u></p>
第22条	(保証金の預託等)	▲	<p>・仲卸業者は、許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市に預託しなければならない。</p>	<p>・仲卸業者は、許可を受けた日から起算して1月以内に、<u>規則で定める誓約書を添えて</u>、保証金を市に預託しなければならない。</p>
第23条	(保証金の額等)	○		
第24条	(仲卸しの業務の許可の取消し)	○		
第25条	(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)	○		
第26条	(仲卸しの業務の相続)	○		
第27条	(名称の変更等の届出)	○		
第28条	(事業の報告)	○		

条項		▲:改正 ○:現行 ×:廃止 新:追加	現行(一部抜粋)	改正案(変更箇所抜粋)
第29条	(売買参加者の承認)	▲	<p>・【第1項】市場において卸売業者から卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、<u>規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>・【第2項】前項の規定による承認は、取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>・【第3項】市長は、第1項の規定による承認の申請があった場合において、当該申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認をしてはならない。</p> <p>・(第1号)破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>・(第2号)承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。</p> <p>・(第3号)市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人である者であるとき。</p> <p>・(第4号)卸売の相手方として必要な知識経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>・(第5号)法人の場合にあっては、その業務を執行する役員及び使用人のうち第1号から第3号までのいずれかに該当する者があるとき。</p>	<p>・市場において卸売業者から卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、<u>市長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>・売買参加者の承認について必要な事項は、市長が定める。</p> <p>※現行条例の第2項以降は「浜松市中央卸売市場売買参加者承認要綱」に追記する。</p> <p>【要綱規定案】</p> <p>(資格)</p> <p>・市場の取扱品目を一般消費者に販売する小売業者、又は加工業者若しくは市長が認める事業者</p> <p>・取扱品目を取り扱う自己の業務又は卸売業務に継続して3年以上の経験を有する者</p> <p>・取扱品目を取り扱う浜松市中央卸売市場の取引業務に1年以上の経験を有する者</p> <p>(欠格)</p> <p>・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、必要な知識及び資力信用のない者、暴力団等</p> <p>(その他届出等)</p> <p>・名称変更等及び辞退届又は承認取り消し</p> <p>・せり参加資格者に対し、売買参加者章及び売買参加補助者章の交付又は再交付</p> <p>・売買参加補助者の届出</p> <p>・有効期間及び承認の更新(5年以内)等</p> <p>※現行規則内容を要綱規定</p>
第30条	(名称の変更等の届出)	×		※浜松市中央卸売市場売買参加者承認要綱へ追記。
第31条	(売買参加者の承認の取消し)	×		※浜松市中央卸売市場売買参加者承認要綱へ追記。
第32条	(買出人)	○	<p>【要綱規定案】</p> <p>(資格)</p> <p>・取扱品目を一般消費者に販売する小売業者、又は加工業者若しくは市長が認める事業者</p> <p>(欠格)</p> <p>・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団等</p> <p>(その他届出等)</p> <p>・名称変更等及び辞退届又は承認取り消し</p> <p>・買出人章及び買出補助者章の交付又は再交付</p> <p>・買出補助者の届出</p> <p>・有効期間及び承認の更新(5年以内)等</p>	
第32条の2	(売買参加者及び買出人の責務)	▲	<p>・売買参加者及び買出人は、一般消費者への小売又は加工業務を適正かつ健全に運営し、取扱物品についての品質管理の高度化及び公正明朗な取引を推進し、かつ、<u>経営の近代化に努めなければならない。</u></p>	<p>・売買参加者及び買出人は、一般消費者への小売又は加工業務を適正かつ健全に運営し、取扱物品の品質・<u>衛生管理の高度化</u>及び公正明朗な取引を推進し、<u>消費者ニーズへの的確な対応に努めなければならない。</u></p>
第33条	(関連事業者の設置)	○		

条項		▲:改正 ○:現行 ×:廃止 新:追加	現行(一部抜粋)	改正案(変更箇所抜粋)
第34条	(許可の基準) ※関連事業者	▲	<ul style="list-style-type: none"> ・【第1項】市長は、関連事業者の許可の申請があった場合において、当該申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしてはならない。 ・(第1号) 破産者で復権を得ないものであるとき。 ・(第2号) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 ・(第3号) 許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。 ・(第4号) 業務を適確に遂行するために必要な知識経験又は資力信用を有しない者であるとき。 ・(第5号) 法人の場合にあつては、その業務を執行する役員のうち第1号又は第2号に該当する者があるとき。 ・(第6号) 業務に必要な行政庁の許可を受けていない者であるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・【第1項】(現行どおり) ・(第1号～第6号)(現行どおり) ・(第7号) <u>暴力団員等である者</u> ・(第8号) <u>法人であつてその業務を執行する役員が、暴力団員等に該当する者であるとき。</u> ・(第9号) <u>暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用している者であるとき。</u> ・(第10号) <u>その業務活動について暴力団員等により支配をうけているものであると認められる者。</u>
第35条	(関連事業者の責務)	○		
第36条	(保証金)	○		
第37条	(関連業務の許可の取消し等)	○		
第38条	(関連業務の規制等)	○		
第39条	(準用)	▲	<p>(準用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【第1項】 <u>関連事業者については、仲卸業者の名称変更の規定を準用する。</u> 	<p>(名称の変更等の届出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【第1項】 <u>関連事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</u> ・(第1号) <u>関連事業の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。</u> ・(第2号) <u>関連事業の業務を廃止したとき。</u> ・(第3号) <u>許可に掲げる事項に変更があつたとき。</u>
第40条	(売買取引の原則)	○	<ul style="list-style-type: none"> ・市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。 	

条項		▲:改正 ○:現行 ×:廃止 新:追加	現行(一部抜粋)	改正案(変更箇所抜粋)
第41条	(売買取引の方法)	▲	<p>・【第1項】卸売業者は、市場において行う卸売については、次に掲げる物品の区分に応じ、売買取引の方法によらなければならない。</p> <p>・(第1号)別表第1に掲げる物品 せり売又は入札の方法</p> <p>・(第2号)別表第2に掲げる物品 毎日の卸売予定数量のうち市長が定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引</p> <p>・(第3号)別表第3に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引</p> <p>・【第2項】卸売業者は、第1号物品及び第2号物品(せり売割合に相当する部分に限る。)については、次の各号に掲げる場合であって市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不相当であると認めて、規則で定めるところにより承認したときは、相対取引の方法によることができる。</p> <p>・(第1号)災害が発生した場合</p> <p>・(第2号)入荷が遅延した場合</p> <p>・(第3号)卸売の相手方が少数である場合</p> <p>・(第4号)せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合</p> <p>・(第5号)卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合</p> <p>・(第6号)緊急に出港する船舶に物品を供給するためその他やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合</p> <p>・(第7号)卸売の相手方の制限(第三者販売)ただし書きの規定によりその市場における仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をする場合</p> <p>・【第3項】卸売業者は、第1項第2号及び第3号に掲げる物品については、次の各号に掲げる場合であって市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。</p> <p>・(第1号)市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合</p> <p>・(第2号)市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合</p> <p>・【第4項】市長は、第2号物品の市長が定める割合を定め、又は変更しようとする場合は、卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号)第2条の規定により市長が指名する利害関係者(以下「指名利害関係者」という。)又は浜松市中央卸売市場取引委員会(以下「市場取引委員会」という。)の意見を聴くとともに、その数値を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>・【第5項】卸売業者は、第3号物品に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更をしようとする場合には、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。</p>	<p>・【第1項】市場において行う卸売については、規則で定める売買取引の方法によるものとする。</p> <p>・【第2項】卸売業者は、前項において定めた方法により、卸売を行わなければならない。</p> <p>・【第3項】市長は、市場における適正かつ健全な売買取引を確保するため必要があるときは、売買取引の方法その他必要な事項を指示することができる。</p> <p>・【第4項】市長は、第1項に規定する売買取引の方法についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。(改正卸売市場法施行規則第4条)</p> <p>【規則で定める事項】</p> <p>・売買取引の方法は、せり売若しくは入札の方法又は相対取引とする。</p> <p>【参考】</p> <p>・1号、2号、3号物品の規定廃止(卸売業者、せり人等による最良の取引判断で取引を実施)</p>
第42条	(相対取引の承認申請等)	×		

条項		▲:改正 ○:現行 ×:廃止 新:追加	現行(一部抜粋)	改正案(変更箇所抜粋)
第43条	(卸売業者の業務の規制)	▲	<p>・【第1項】卸売業者は、市場に係る中央卸売市場開設区域(以下「開設区域」という。)内においては、法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしようとするときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合及び法第58条第1項の許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、次に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>・(第1号) 届出者の名称</p> <p>・(第2号) 業務の内容</p> <p>・(第3号) 業務を営む理由</p> <p>・(第4号) 業務開始の予定年月日</p> <p>・(第5号) 事業計画</p> <p>・【第2項】市長は、兼業業務の届出があったときは、指名利害関係者又は市場取引委員会に報告するものとする。</p> <p>・【第3項】指名利害関係者又は市場取引委員会は、兼業業務の届出に係る販売について意見を述べることができる。この場合において、市場取引委員会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。</p> <p>・【第4項】市長は、兼業業務の届出に係る販売が卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、卸売業者に当該業務の中止その他必要な改善措置をとるべき旨を命じることができる。</p>	<p>・【第1項】卸売業者は、当該卸売業者の取扱品目に属する物品を販売をしようとする場合は、市場における卸売の業務として卸売をする場合を除き、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請して承認を受けなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>・【第2項】市長は、兼業業務の申請があった場合において、当該申請に係る販売が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、これを承認してはならない。</p> <p>・【第3項】市長は、兼業業務の承認をしようとするときは、指名利害関係者の意見を聴くとともに、少数意見にも十分配慮するものとする。</p> <p>※(施行規則)</p> <p>・第〇条 兼業業務の申請は次に掲げる事項を記載した卸売業者兼業業務承認申請書(第〇号様式)により行わなければならない。</p> <p>・(第1号) 申請者の名称</p> <p>・(第2号) 業務の内容</p> <p>・(第3号) 業務を営む理由</p> <p>・(第4号) 業務開始の予定年月日</p> <p>・(第5号) 事業計画</p>
第44条	(差別的取扱いの禁止等)	▲	<p>・【第1項】卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者、仲卸業者又は売買参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。</p> <p>・【第2項】卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。</p>	<p>・【第1項】市長は、市場の業務の運営に関し、出荷者、卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び買出人(以下「取引参加者」という。)に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。</p> <p>・【第2項】卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者、仲卸業者又は売買参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。</p> <p>・【第3項】卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、規則で定める正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。</p>

条項		▲:改正 ○:現行 ×:廃止 新:追加	現行(一部抜粋)	改正案(変更箇所抜粋)
第45条	(卸売の相手方の制限)	×	<p>(第三者販売の原則禁止)</p> <p>・【第1項】卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>・(第1号) 次に掲げる特別の事情がある場合であって、市長が市場の仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したとき。</p> <p>・(第1号ア) 市場における入荷量が著しく多いか、品目又は品質が特殊で残品を生じるおそれのある場合</p> <p>・(第1号イ) 仲卸業者、売買参加者に卸売をした後残品を生じた場合</p> <p>・(第1号ウ) 開設区域外の卸売市場の入荷事情から、市場卸売業者の卸売の方法以外の方法によっては、市場に出荷されることが困難な物品を市場の卸売業務を行う者に対して卸売をする場合</p> <p>・(第2号) 卸売業者が、他の卸売市場の業務を行う者と締結した集荷の共同化、その他の卸売の業務の連携契約に基づく卸売をする場合</p> <p>・(第3号) 卸売業者が、農林漁業者等及び食品製造業者等との間に締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づく卸売をする場合</p> <p>・(第4号) 卸売業者が、食品製造業者等との間に締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づく卸売</p> <p>・【第2項】第三者販売の許可を受けようとする卸売業者は、許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>以下省略</p>	
	(仲卸業者、売買参加者以外の者への卸売の報告等)	新		<p>(第三者販売を行った場合の月の報告)</p> <p>・卸売業者は、市場における卸売の業務について、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしたときは、市長に報告しなければならない。</p>
第46条	削除済			
第47条	(市場外にある物品の卸売の禁止)	×	<p>(商物一致の原則)</p> <p>・【第1項】卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の場合は、この限りでない。</p> <p>・(第1号) 開設区域内の市長が指定する場所(法第39条第1号の規定により農林水産大臣が指定した場所を含む。)にある物品の卸売をするとき。</p> <p>・(第2号) 開設区域内の卸売業者が申請した場所にある物品(卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品に限る。)の卸売をすることについて、市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと市長が認めて承認したとき。</p> <p>・(第3号) 卸売業者が、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法による卸売をする場合。</p> <p>・【第2項】市長の指定を受けようとする卸売業者は、申請書にその場所の位置、その場所に係る施設の種類及び規模を記載した書面、指定の必要性を記載した書面を市長に申請しなければならない。</p>	
	(市場外にある物品の卸売の報告)	新		<p>(市場外指定保管場所からの卸売の月の報告及び市場外指定保管場所の申請)</p> <p>・【第1項】卸売業者は、卸売市場における卸売の業務について、当該卸売市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をしたときは、市長に報告しなければならない。</p> <p>・【第2項】卸売業者は、当該卸売業者の取扱品目に属する生鮮食料品等のうち貯蔵性のある物品等を卸売市場外の施設において卸売を行う場合、市長に届け出なければならない。</p> <p>【規則】卸売業者は、条例の規定により卸売市場外の施設において卸売を行う場合、又は当該施設における卸売を行わなくなった場合は、市場外指定保管場所の届出書(第〇号様式)により、市長に届出なければならない。「市場外指定保管場所の事業所税減免措置対応のため規定」</p>

条項		▲:改正 ○:現行 ×:廃止 新:追加	現行(一部抜粋)	改正案(変更箇所抜粋)
第48条	(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)	×	(自己の買受けの禁止) ・卸売業者(その役員及び使用人を含む。)は、国の許可を受けて卸売の業務を行う市場においてその許可に係る取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として、物品を買い受けてはならない。	
	(卸売業者の卸売の相手方としての買受けの報告)	新		(卸売業者が卸売の相手方として買受けた場合の月の報告等) ・卸売業者(その役員及び使用人を含む。)は、市場においてその許可に係る取扱品目の部類に属する物品について卸売の相手方として物品を買い受けたときは、市長に報告しなければならない。
第49条	(卸売業者の物品の受託等の制限)	×		
第50条	(委託手数料以外の報酬の收受の禁止)	×		
第51条	(受託契約約款)	×		
第51条の2	(受託契約約款の掲示)	×		
第52条	(受託物品の受領及び検収)	×		
	(卸売の記録の提出)	新		(販売原票等の作成及び報告) ・【第1項】卸売業者は、市場における卸売の業務として卸売を行った生鮮食料品等について、規則で定める事項を記録しなければならない。 ・【第2項】市長は、検査その他市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対して、卸売をした生鮮食料品等について、前項の記録を提出させることができる。
第53条	(卸売物品の相手方の明示及び引取り)	×		
第54条	(仲卸業者の業務の規制)	▲	<ul style="list-style-type: none"> ・【第1項】仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。 ・【第2項】仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを市場の卸売業者以外の者から買い入れ販売する場合、次の要件を満たしているときは、この限りでない。 ・(第1号) 仲卸業者が、市長の許可を受けていること。 ・(第2号) 仲卸業者が、市場の卸売業者が他の卸売市場との間に締結した集荷の共同化その他の卸売の業務連携に関する契約に基づき、他の卸売市場の卸売業務を行う者から生鮮食料品等を買入れる場合。 ・(第3号) 仲卸業者が、農林漁業者等、食品製造業者等との締結した新たな国内産農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に基づき、農林漁業者等から買入れる場合。 ・(第4号) 仲卸業者が、農林漁業者等と締結した輸出のための国内産農林水産物の買入れに関する契約に基づき、農林漁業者等から買入れる場合。 ・【第3項】直荷引きの許可を受けようとする仲卸業者は、許可申請書を市長に提出しなければならない。 ・【第4項】市長が許可をするかどうかの決定は、生鮮食料品等の取引状況、市場の卸売業者から買い入れることが困難な事情等について調査してする。 ・【第5項】許可を受けた仲卸業者は、その許可された生鮮食料品等の全部を販売したときは、その旨を市長に届け出なければならない。 ・【第6項】契約に基づき買入れを行った仲卸業者は、毎月、当該契約に基づき買入れた品目の販売の数量を翌月20日までに市長に届け出なければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・【第1項】仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。 <p>(直荷引き実施した場合の月の報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【第2項】仲卸業者は、仲卸しの業務を行う市場内において、当該仲卸業者の取扱品目に属する物品について、当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、市長に報告しなければならない。

条項		▲:改正 ○:現行 ×:廃止 新:追加	現行(一部抜粋)	改正案(変更箇所抜粋)
第55条	(仲卸業者の業務の規制)	▲	<p>・【第1項】 仲卸業者は、開設区域内において、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の販売をしようとするときは、当該許可に係る仲卸しの業務としてする場合を除き、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を、あらかじめ市長に申請して承認を受けなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>・(第1号) 申請者の氏名又は名称</p> <p>・(第2号) 業務の内容</p> <p>・(第3号) 業務を営む理由</p> <p>・(第4号) 業務開始の予定年月日</p> <p>・(第5号) 事業計画</p> <p>・【第2項】 市長は、兼業業務の申請があった場合において、当該申請に係る販売が仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、これを承認してはならない。</p> <p>・【第3項】 市長は、兼業業務の承認をしようとするときは、指名利害関係者又は市場取引委員会の意見を聴くものとする。この場合において、市場取引委員会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。</p>	<p>・【第1項】 仲卸業者は、当該仲卸業者の取扱品目に属する物品を販売しようとするときは、当該許可に係る仲卸しの業務としてする場合を除き、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請して承認を受けなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>・【第2項】 (現行どおり)</p> <p>・【第3項】 市長は、兼業業務の承認をしようとするときは、指名利害関係者の意見を聴くとともに、少数意見にも十分配慮するものとする。</p> <p>(施行規則)</p> <p>・第〇条 兼業業務の承認を受けようとする仲卸業者は、次に掲げる事項を記載した仲卸業者の兼業承認申請書(第〇号様式)によって申請しなければならない。</p> <p>・(第1号) 申請者の氏名又は名称</p> <p>・(第2号) 業務の内容</p> <p>・(第3号) 業務を営む理由</p> <p>・(第4号) 業務開始の予定年月日</p> <p>・(第5号) 事業計画</p>
第56条	(売買取引の制限)	○		
第57条	(衛生上有害な物品等の売買禁止等)	○		
第58条	(卸売予定数量等の報告)	×		
第59条	(卸売業者による卸売予定数量等の公表)	×		
第60条	(開設者による卸売予定数量等の公表)	×		
	(卸売業者による売買取引の条件の公表等)	新		<p>・【第1項】 卸売業者は、その取扱品目その他売買取引の条件を公表しなければならない。(改正卸売市場法施行規則第5条)</p> <p>・【第2項】 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めた場合は、速やかに市長に届出なければならない。当該受託契約約款の内容を変更したときも同様とする</p>
	(卸売業者による売買取引の結果等の公表)	新		<p>・卸売業者は、卸売の数量及び価格その他売買取引の結果等を公表しなければならない。(改正卸売市場法施行規則第8条)</p>
	(卸売業者による売買取引の結果等の市長への報告)	新		<p>・卸売業者は、卸売の数量及び価格その他売買取引の結果等を市長に報告しなければならない。</p>
	(開設者による売買取引の結果等の公表)	新		<p>・市長は、卸売業者から売買取引の結果等の報告を受けたときは、速やかに卸売の数量及び価格その他の事項を公表するものものとする。(改正卸売市場法施行規則第3条)</p>
第61条	(仕切り及び送金)	×		
	(決済の方法)	新		<p>・【第1項】 市場において取引参加者が売買取引を行う場合の決済は、規則に定める方法によるものとする。</p> <p>・【第2項】 市長は、前項に規定する売買取引を行う場合の決済の方法についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。(改正卸売市場法施行規則第4条)</p>
第61条の2	(仕切り及び送金に関する特約)	×		
第62条	(委託手数料)	×		
第63条	(売買仕切金の前渡し等)	×		

条項		▲:改正 ○:現行 ×:廃止 新:追加	現行(一部抜粋)	改正案(変更箇所抜粋)
第64条	(出荷奨励金の交付)	▲	<p>・【第1項】卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、市長の承認を受けて、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。</p> <p>・【第2項】市長は、申請に係る出荷奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性及び卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、取扱品目の安定的供給の確保ができない場合は承認してはならない。</p>	<p>(出荷奨励金の交付した場合の月の報告)</p> <p>・【第1項】卸売業者は、当該市場における生鮮食料品等の安定した供給の確保を図るため、出荷奨励金を交付したときは、市長に報告しなければならない。</p>
第65条	(買受代金の即時支払義務)	×		
第66条	(卸売代金の変更の禁止)	×		
第67条	(完納奨励金の交付)	▲	<p>・【第1項】卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、市長の承認を受けて、仲卸業者又は売買参加者に対して完納奨励金を交付することができる。</p> <p>・【第2項】市長は、申請に係る完納奨励金の交付が、卸売業者の適切かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認められなければ、承認してはならない。</p>	<p>(完納奨励金の交付した場合の月の報告)</p> <p>・【第1項】卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、完納奨励金を交付したときは、市長に報告しなければならない。</p>
第67条の2	(物品の品質管理の方法)	×		
第68条	(施設の品質管理の方法) (施設の使用指定等)	▲	<p>・【第1項】卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。</p> <p>・【第2項】市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営及び品質管理の高度化を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者及び卸売業者、仲卸業者、関連事業者以外のものに対して市場施設の使用を許可することができる。</p> <p>・【第3項】許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市に預託しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>・【第4項】保証金の額は、許可に係る使用料の月額に相当する額の範囲内とする。</p> <p>・【第5項】保証金の額、追加預託及び優先弁済並びに返還については、卸売業者の規定を準用する。</p> <p>・【第6項】指定又は許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その適正な使用に努めなければならない。</p>	<p>・【第1項及び第3項～第6項】(現行どおり)</p> <p>・【第2項】市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営及び品質管理の高度化を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者及び卸売業者、仲卸業者、関連事業者以外のものに対して市場施設の使用を許可することができる。この場合においては、指名利害関係者の意見を聴くとともに、少数意見にも十分配慮するものとする。</p>
第69条	(用途変更、転貸等の禁止)	○		
第70条	(現状変更の禁止等)	○		
第71条	(返還)	○		
第72条	(指定又は許可の取消しその他の規制)	○		
第73条	(補修命令)	○		
第74条	(使用料等)	○		
第75条	(使用料の減免)	○		
	(指導及び助言)	新		<p>・市長は、取引参加者に対して、この条例及び規則に規定されている遵守事項を遵守させるために必要な指導及び助言することができる。</p>

条項		▲:改正 ○:現行 ×:廃止 新:追加	現行(一部抜粋)	改正案(変更箇所抜粋)
第76条	(報告及び検査)	▲	<p>・【第1項】市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>・【第2項】立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>・【第3項】立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p>・【第1項】市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は、関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員若しくは市長が指名する者に、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>・【第2項】前項の規定により立入検査をする職員若しくは市長が指名する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>・【第3項】(現行どおり)</p>
第77条	(改善措置命令)	▲	<p>・【第1項】市長は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命じることができる。</p> <p>・【第2項】市長は、届出のあった委託手数料率によっては委託者に対して不当に差別的な取扱いが生じること、公正かつ適正な取引又は卸売業者の財務の健全性が損なわれること等により生鮮食料品等の円滑な供給に支障が生じるおそれがあると認めるとき、卸売業者に対し、委託手数料率その他委託手数料に関し改善措置をとるべき旨を命じることができる。</p> <p>・【第3項】市長は、仲卸業者の財産の状況が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当する場合において、市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命じることができる。</p> <p>・(第1号) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回った場合</p> <p>・(第2号) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回った場合</p> <p>・(第3号) 経常損失が規則で定める連続する事業年度において生じた場合</p> <p>・【第4項】市長は、市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者に対し当該仲卸業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命じることができる。</p> <p>・【第5項】市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、関連事業者に対し当該関連事業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命じることができる。</p>	<p>・【第1項】市長は、市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者に対し、その業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命じることができる。</p> <p>・【第2項】(削除)</p> <p>・【第2項】市長は、卸売業者又は仲卸業者の財産の状況が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当する場合において、市場におけるその業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者又は仲卸業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命じることができる。</p> <p>・(第1号) (現行どおり)</p> <p>・(第2号) (現行どおり)</p> <p>・(第3号) (現行どおり)</p> <p>・【第4項～第5項】(削除)</p>
第78条	(監督処分)	▲	<p>・市長は、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、これらの者に対し10万円以下の過料に処し、又は卸売業者、仲卸業者及び売買参加者に対しては、6月以内の期間を定めその業務の全部又は一部の停止に掲げる処分をすることができる。</p>	<p>・市長は、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、これらの者に対し5万円以下の過料に処し、又は卸売業者、仲卸業者及び売買参加者に対しては、6月以内の期間を定めその業務の全部又は一部の停止に掲げる処分をすることができる。</p>
第79条	(処分による損害賠償責任)	○		
第80条	(市場開設運営協議会)	○	<p>・市の付属機関</p> <p>・10人以内の委員をもって組織</p> <p>・委員は、学識経験を有する者の内から、市長が委嘱</p>	

条項		▲:改正 ○:現行 ×:廃止 新:追加	現行(一部抜粋)	改正案(変更箇所抜粋)
第80条の2	(市場取引委員会)	×		【参考】:市場協力会等の下部組織として取引参加者の中で協議できるような組織の設置を検討
第81条	(卸売の業務の代行)	×		
第82条	(無許可営業の禁止)	×		
第83条	(市場への出入り等に対する指示)	○		
第84条	(市場秩序の保持等)	○		
第84条の2	(自動車の登録の義務)	○		<p>【要綱規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の登録申請は、卸売業者・仲卸業者・関連事業者・売買参加者・買出人の代表者による申請 ・登録できる自動車は、普通・小型・軽自動車及び大型特殊・小型特殊自動車 ・登録者は、社の役員、使用人並びに売買参加補助者及び買出補助者 ・出荷者、生産者及び出荷代行者の登録は、卸売業者の責任において管理し、登録証を交付 ・自動車の登録の更新は、その有効期間を5年以内 ・大型・小型特殊自動車の更新は、その有効期間を3年以内 ・登録証を申請に対し交付 ・登録証の紛失等は、再交付願いによる届出 ・自動車を使用しなくなった等の削除においても届出
第85条	(許可等の条件)	○		
第86条	(委任)	○		